

発議第 2 号

被災者生活再建支援制度の弾力的運用を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年9月20日提出

提出者 松伏町議会議員 山崎 善弘

賛成者 松伏町議会議員 高橋 昭男

賛成者 松伏町議会議員 鈴木 勝

賛成者 松伏町議会議員 佐々木 ひろ子

賛成者 松伏町議会議員 吉田 俊一

賛成者 松伏町議会議員 鈴木 勉

松伏町議会議長 渡辺 忠夫 様

## 被災者生活再建支援制度の弾力的運用を求める意見書

平成25年9月2日の午後2時頃、埼玉県さいたま市、越谷市、北葛飾郡松伏町、千葉県野田市及び茨城県坂東市において竜巻による大きな被害が発生しました。

このうち、松伏町においては、幸いにも人的被害は発生していませんが、平成25年9月12日現在、全壊家屋は1棟、大規模半壊家屋3棟、半壊家屋が5棟、一部損壊家屋が100棟発生してしまい、町民が失意のうちに発生した瓦礫の後片付けを行っている姿は、他市と同様の状況にある。

他市においては、全壊家屋が10棟発生したため、被災者生活再建支援法の適用を受け、国からの支援を受けられるものの、松伏町においては、全壊家屋は1棟で、法による支援の対象とならないため、自力での生活再建を余儀なくされる状況下にある。

住民から「同じ竜巻で被害を受けたのに、国からの支援を受けられる地域とそうでない地域があるのは理不尽である。」という声が寄せられている。

当該竜巻は、発生から延長19kmの長きにわたり、行政区域に関わりなく被害を及ぼしている。このため、竜巻被害を受けた埼玉県越谷市、松伏町及び千葉県野田市を「同一地域と認定」するよう強く要望する。

### 記

- 1 適用対象地区を都道府県、市町村単位で指定せず、同一の災害で被害を受けた世帯等に支援すること。
- 2 半壊家屋、一部損壊家屋も支援対象とすること。
- 3 被災者支援の目的を果たすよう、家屋被害認定基準の見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

総務大臣 新藤義孝様  
内閣府特命担当大臣(防災) 古屋圭司様